

介護人材マッチング・定着支援事業業務委託仕様書

1 事業の概要

受注者は、介護業界における雇用機会の創出のため、介護業界への求職者等に対し、介護の知識の習得や人材育成を行う研修を実施したのち、無料人材紹介として市内介護保険サービス事業所および障害福祉サービス事業所等とのマッチングを行うことで、事業所への就職及び定着を図る。並行して、市内介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の職員等に向けて、事業所全体のボトムアップにつながるコミュニケーション力、コーチング、メンタルコントロール、採用力等のノウハウを培うインストラクター研修を実施し介護人材の不足を解消する。また、経験年数の浅い職員の定着促進を図るための研修の充実を図る。

市内介護保険サービス事業所等の安定的な運営に寄与するために、市内事業所向けに事業継続計画（B C P）が効果的になるよう個別支援も併せて行うものとする。

市内介護保険サービス事業所が、当該事業所に従事する介護職員等の資質向上を図る目的で研修等を受講させる場合に、事業所の運営維持及び介護職員の資質向上・定着を図るために代替職員を派遣する。

2 目標数

求職者向け研修については年105人以上の受講、インストラクター研修等については年40人以上の受講、研修受講時における代替職員の派遣時間数については年12,000時間程度派遣させることとする。また、求職者については、その後の無料人材紹介として一般参加も含め、最終的にマッチングさせる求職者を年100人以上とする。

なお、求職者向け研修の最低回数、最低受講者数、マッチングさせる求職者数については次のとおりとする。

- ・介護職員初任者研修 : 年3回以上（年90人）
- ・入門的研修 : 年3回以上（年15人）
- ・マッチングさせる求職者数 : 年90人以上（介護）
年10人以上（障害）

3 経費

契約金額のうち経費として予定する額について、求職者向け研修の最低回数、最低受講者数、代替職員の派遣時間数が下回ったことにより実際の支出額が契約額を下回った場合、差額について減額して請求しなければならない。

4 対象とする求職者

- (1) 求職者は、介護職員初任者研修（又は訪問介護員養成研修）又はそれと同等の資格（旧制度の資格を含む）を有しておらず、かつ当該資格に係る研修等を受講中でない者で、介護職員として市内介護保険サービス事業所または障害福祉サービス事業所等への就職を強く希望する者とする。

- (2) 市外在住者も対象とし、市内事業所で働く意欲の高い者を優先して確保すること。
- (3) 当該委託事業は市内の介護保険サービス事業所等における介護人材の確保を目的の一つとしていることから、求職者の雇用にあたっては、強い就労意欲があり、市内介護保険サービス事業所等へ介護職員として就職し、長期にわたって就労できると思われる者を確保すること。

5 求職者の募集

公共職業安定所、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」、川崎市福祉人材バンクへの積極的な情報提供、その他効果的な方法により募集を行うこと。

6 求職者の採用時における確認事項

- (1) 市内介護保険サービス事業所等に就労することを強く希望することの確認
口頭で確認を行うほか、必要に応じて各号に掲げるいずれかの書類（複数可）を提出させて確認すること。また、当該委託事業の検査等において、提出した書類が閲覧される可能性がある旨を当該応募者に伝え、了承を得ること。
 - ① 雇用保険受給資格者証の写し
 - ② 職務経歴書

さらに必要に応じて、下記の書類を提出させること。

 - ③ 廃業届（元自営業者の場合）の写し
 - ④ その他、失業状態であることを証明する書類の写し

7 求職者の交通費、就職支度金等について

- (1) 研修期間中の交通費は支給することとするが、研修期間中は賃金が発生しないものとし、交通費は市内介護保険サービス事業所等へ1か月以上勤務した段階で支給するものとする。また、交通費は上限の設定を設けることも可能とする。
- (2) 交通費と同様に勤務開始1か月経過した後に、原則として研修修了者には就職支度金10,000円を支給すること。
- (3) 研修に係る受講費用は当該委託事業に係る事業費に含むものとし、求職者本人の費用負担は原則として無料とする。ただし、テキスト代、健康診断受診料等について本人負担とすることは可とする。

8 求職者のニーズに合わせた対応について

- (1) 原則、介護職員初任者研修の修了者を就職に繋げることを目標とするが、「介護職員初任者研修」の他に、「入門的研修」や「生活援助従事者研修」を実施・案内し、定数の確保に努めること。また、「かわさき暮らしセンター養成研修」等、求職者のニーズに合った研修の案内等を可能な限り行うこと。

9 学校教員の入門的研修受講について

- (1) 対象
中学校の技術・家庭科教員及び高等学校家庭科教員

（2）目的

平成29年3月31日に公示された中学校学習指導要領の技術・家庭科及び平成30年3月30日に公示された高等学校学習指導要領の家庭科において、「介護」に関する内容が充実されたことから、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のために「入門的研修」の受講を可とする。

（3）要件等

対象教員から参加希望があり、求職者に対する「入門的研修」の定員に余裕があつた場合のみ受講できるものとする。その際の受講料は委託料には含まないため、原則テキスト代等の諸経費を本人負担とすること。なお、資格の確認は教員免許状の写し等をもって行うこと。

10 インストラクター養成研修等について

（1）対象

インストラクター養成研修等の受講対象者は、市内介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等に勤務する職員で、今後、職員採用、新任の育成、職場定着支援等を担うことが想定される、事業所における中核的な人材とすることが望ましい（職種は問わない。）。また、経験年数の浅い職員の定着促進を図るため、経験年数の浅い職員も対象とすることが望ましい。

（2）募集

募集に当たっては、市内に広く募集をかけることとし、川崎市社会福祉協議会や、川崎市老人福祉施設事業協会及び川崎市障害福祉施設事業協会等の介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係機関に積極的な広報を行うこと。

（3）研修内容等に関する要件

研修の内容は、採用ノウハウ、人材育成、職場定着等、介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の中核人材の育成にふさわしい内容とすること。また、経験年数の浅い職員の定着促進を図るための研修の充実を図ること。

インストラクター研修等を受講する担当者のみならず、所属する事業所の管理者が、自事業所の職員の受講に際して同意するなど、関わりが生じるようにし、担当者のモチベーションの維持・向上に配慮した内容とすること。

（4）受講者数

受講者数は年40人以上とする。

（5）スケジュール等

事業所の研修出席による負担を最大限配慮して、受講しやすいスケジュールを組むこと。研修回数については、市内介護保険サービス事業所年2回以上、市内障害福祉サービス事業所年2回以上（同時開催可）とすること。

（6）フォローアップ研修

研修が終了した後、フォローアップ研修を実施すること。スケジュールの都合上、次年度に持ち越される場合には、次年度受託事業者等への適切な引継ぎを実施すること。

1.1 福祉施設におけるB C P個別支援

(1) 対象事業所等

○高齢部門

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護（単独型）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、通所介護（認知症対応型・地域密着型を含む）、訪問介護、居宅介護支援等

○障害部門

施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型（雇用型）、就労継続支援B型（非雇用型）、児童発達支援等

(2) 要件等

国作成の「感染対策マニュアル」「感染症発生時の業務継続ガイドライン」「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」等の国、県等が作成している資料を活用しつつ、各福祉施設が作成したB C Pがより効果的になるよう個別に支援する。

1.2 研修受講時等における代替職員の派遣について

(1) 対象事業所等

○高齢部門

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護（単独型）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、通所介護（認知症対応型・地域密着型を含む）等

(2) 対象とする職員

対象事業所に従事する介護職員等

(3) 対象とする研修

対象事業所等が、介護職員等の資質向上を図るため、次の研修に参加させる場合

ア 介護職員初任者研修、実務者研修

イ 認知症介護実践研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、認知症介護指導者研修

ウ 介護職員等によるたんの吸引等研修

エ 福祉用具に関する研修

オ メンタルヘルスに関する研修

カ 国、県、市町村または事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

キ その他、市長が認める研修

(4) 派遣時間数

年12, 000時間程度

(5) 事業周知

各事業所が利用しやすいように積極的に事業周知を行うこと。

(6) 代替職員の登録等

代替職員の募集にあたっては、求人サイト、ネット広告、広報誌など各種媒体を活用し広報活動を行うとともに、即戦力となる有資格者や経験者に加え、介護関係の仕事に

興味のある者など幅広い人材を支援スタッフとして登録する。

代替職員の登録に当たっては、円滑な支援につながるよう派遣前研修を実施する。

(7) 代替職員の派遣

対象事業所からの派遣希望があった際、適切と認められる場合には代替職員を派遣する。

(8) 代替職員の派遣等

ア 代替職員の人事費等の経費は、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準にすること。

イ 事業所から有資格者の派遣を要請された場合は、これに応えるよう努めること。ただし、事業所と調整し了解が得られた場合は無資格者を派遣することは妨げない。

ウ 代替職員の雇用条件等は、労働基準法、労働者派遣法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の規定に従って各種社会保険、雇用保険等への加入を行うこと。

エ 代替職員の派遣料について、事業所の負担は無料とすること。

オ 代替職員の派遣を希望する事業所等と調整し、円滑に実施できるよう努めること。

カ 代替職員の派遣が円滑に行われるよう、派遣開始前後のフォローを適切に行うこと。

キ 代替職員の派遣が一部の事業所や地域に偏ることがないよう、平準化に努めること。

13 介護助手としての人材派遣等について

(1) 対象事業所等

○高齢部門

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護（単独型）、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、通所介護（認知症対応型・地域密着型を含む）等

(2) 対象とする職員

入門的研修修了者又は介護職経験者

(3) 派遣時間数

年800時間程度。

(4) 事業周知

各事業所が利用しやすいように積極的に事業周知を行うこと。

(5) 介護補助職としての人材派遣等

ア 派遣者の人事費等の経費は、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準にすること。

イ 派遣者の雇用条件等は、労働基準法、労働者派遣法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の規定に従って各種社会保険、雇用保険等への加入を行うこと。

ウ 派遣者の派遣料について、事業所の負担は無料とすること。

エ 人材の派遣を希望する事業所等と調整し、円滑に実施できるよう努めること。

オ 人材の派遣が円滑に行われるよう、派遣開始前後のフォローを適切に行うこと。

カ 人材の派遣が一部の事業所や地域に偏ることがないよう、平準化に努めること。

1 4 報告資料等の作成

(1) 資料の保存

本事業に当たり作成及び回収した資料については、当該委託事業の完了した日が属する川崎市の会計年度の終了後5年間保存すること。

(2) 実績報告書の提出

受注者は、発注者の求めに応じ、及び本事業が終了した時に、「2 目標数」の内容を含む実績報告書及び求職者リストを定期的に発注者に提出しなければならない。

1 5 調査等の実施

本事業において求職者に対する就労状況等の調査等を発注者が実施する場合、受注者はこれに協力すること。

1 6 財産の取得制限

当該委託事業の実施により取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万未満のものとし、50万円以上の財産を取得してはならない。取得した場合において、委託期間終了後の当該財産の取扱については。受注者は発注者からの指示に従わなければならない。

1 7 その他

- (1)本事業の内容は、この「介護人材マッチング・定着支援事業業務委託仕様書」のほか、受注者が発注者に提出した「企画提案書」に基づくものとする。
- (2)本市が行う介護人材の確保・定着にかかる取組について、情報連携を図り、互いの事業の推進に繋がるよう取り組むこと。